

【和歌山県】（和歌山市 以外）

1. 共通基準

- (1) 都市の美観及び自然美を損なわず、かつ、周囲の景観に適した意匠と色彩を有するものであること。
- (2) 地色に濃厚なものを使用しないものであること。
- (3) 広告物の側面及び裏面においても不体裁な支柱、金具等を露出させず、かつ、美観を損なわないように施工するものであること。
- (4) 汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したものでないこと。
- (5) 蛍光及び発光塗料を使用しないものであること。
- (6) 夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサインその他これらに類するものにあつては、周辺環境との調和がとれたものとする。
- (7) 風雨、震動、衝撃、落雷等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
- (8) 建築物を利用する場合は、その建築物に対し構造耐力上支障のないものであること。
- (9) 道路に設置しないものであること。ただし、道路を占用して設置される工作物に添加される場合は、当該道路管理者の許可を受けたものであること。
- (10) 禁止地域及び第1種地域において表示する広告物にあつては、表示面積が0.5㎡より大きい電光表示広告物でないこと、かつ、彩度（日本産業規格のマンセル表色系の彩度をいう。以下同じ。）が8を超える色彩を使用する面積は、表示面積の3分の1以下であること。ただし、その他の広告物の貼り紙、貼り札及び立て看板、のぼりその他これらに類するものについては適用しない。

2. 許可地域等における表示面積及び高さ等の許可基準

種 類	個 別 基 準			
	第1種地域	第2種地域	第3種地域	
建築物を利用する広告物	壁面広告物等	表示面積の合計は、1壁面の壁面面積が100㎡以下の場合1壁面につき、20㎡以下で、かつ、同一壁面面積(窓その他の開口部を含む。)の3分の1以下であること、1壁面の壁面面積が100㎡を超える場合は1壁面につき、(壁面面積-100)×1/20+20㎡以下で、かつ、100㎡以下であること。	1 表示面積の合計は、1壁面の壁面面積が100㎡以下の場合1壁面につき、30㎡以下で、かつ、同一壁面面積(窓その他の開口部を含む。)の3分の1以下であること、1壁面の壁面面積が100㎡を超える場合は1壁面につき、(壁面面積-100)×1/10+30㎡以下で、かつ、200㎡以下であること。 2 彩度が8を超える色彩を使用する面積が表示面積の3分の1以下である場合は、1壁面につき、1の面積基準の1.5倍以下とする。	1 表示面積の合計は、1壁面の壁面面積が100㎡以下の場合1壁面につき、50㎡以下で、かつ、同一壁面面積(窓その他の開口部を含む。)の2分の1以下であること、1壁面の壁面面積が100㎡を超える場合は1壁面につき、(壁面面積-100)×1/7+50㎡以下で、かつ、300㎡以下であること。 2 彩度が8を超える色彩を使用する面積が表示面積の3分の1以下である場合は、1壁面につき、1の面積基準の1.5倍以下とする。
	一般広告物	表示面積の合計は、1壁面につき20㎡以下で、かつ、同一壁面面積(窓その他の開口部を含む。)の5分の1以下であること。	1 表示面積の合計は、1壁面につき、30㎡以下で、かつ、同一壁面面積(窓その他の開口部を含む。)の5分の1以下であること。 2 彩度が8を超える色彩を使用する面積が表示面積の3分の1以下である場合は、1壁面につき、1の面積基準の1.5倍以下とする。	1 表示面積の合計は、1壁面につき、50㎡以下で、かつ、同一壁面面積(窓その他の開口部を含む。)の5分の1以下であること。 2 彩度が8を超える色彩を使用する面積が表示面積の3分の1以下である場合は、1壁面につき、1の面積基準の1.5倍以下とする。
	共通	1 壁面の上端及び両側端から突き出ないものであること。 2 窓その他の開口部を覆わないものであること。		
	突出し広告物	一般広告物 信号機及び道路標識から10mの範囲内に突き出すものでないこと。		
屋上広告物	自家用広告物等	地面から広告物の上端までの高さは10m以下であること。	地面から広告物の上端までの高さは20m以下であること。	地面から広告物の上端までの高さは30m以下であること。
	一般広告物	1 表示面は、2面であること。 2 1壁面につき、原則として1列とし、規格を統一するものであること。 3 広告物の上端は、取付壁面の高さを超えないこと。 4 壁面からの突出し幅は、1.2m以下であること。 5 地面から広告物の上端までの高さは2.5m以上であること。 6 道路上に突き出ないものであること。ただし、やむを得ない場合は、道路管理者の許可を受けたものに限り、道路上に突き出すことができる。この場合、道路上の突出し幅は1.0m以下とし、路面から広告物の上端までの高さは歩道上にあつては2.5m以上、歩道と車道の区別のない道路にあつては4.5m以上であること。		
屋上広告物	自家用広告物等	広告物の高さは建築物の高さの3分の1以下とし、かつ、地面から広告物の上端までの高さは20m以下とすること。	広告物の高さは建築物の高さの2分の1以下とし、かつ、地面から広告物の上端までの高さは20m以下とすること。	広告物の高さは建築物の高さの3分の2以下とし、かつ、地面から広告物の上端までの高さは30m以下とすること。
	一般広告物	広告物の高さは建築物の高さの5分の1以下とし、かつ、地面から広告物の上端までの高さは20m以下とすること。	広告物の高さは建築物の高さの3分の1以下とし、かつ、地面から広告物の上端までの高さは20m以下とすること。	広告物の高さは建築物の高さの2分の1以下とし、かつ、地面から広告物の上端までの高さは30m以下とすること。

	共通	<p>1 表示面は、原則として4面であること。  2 屋根に直接表示しないこと。  3 建築物の壁面から突き出ないものであること。  4 木造建築物に掲げるものでないこと。</p>		
独立して設置される広告物	自家用広告物等	表示面積は、1面につき10㎡以下で、かつ、合計20㎡以下であること。	1 表示面積は、1面につき20㎡以下で、かつ、合計40㎡以下であること。 2 彩度が8を超える色彩を使用する面積が表示面積の3分の1以下である場合は、1面当たりの表示面積及びその合計は、1の面積基準の1.5倍以下とする。	1 表示面積は、1面につき30㎡以下で、かつ、合計60㎡以下であること。 2 彩度が8を超える色彩を使用する面積が表示面積の3分の1以下である場合は、1面当たりの表示面積及びその合計は、1の面積基準の1.5倍以下とする。
	一般広告物	表示面積は、1面につき7㎡以下で、かつ、合計14㎡以下であること。	1 表示面積は、1面につき15㎡以下で、かつ、合計30㎡以下であること。 2 彩度が8を超える色彩を使用する面積が表示面積の3分の1以下である場合は、1面当たりの表示面積及びその合計は、1の面積基準の1.5倍以下とする。	1 表示面積は、1面につき20㎡以下で、かつ、合計40㎡以下であること。 2 彩度が8を超える色彩を使用する面積が表示面積の3分の1以下である場合は、1面当たりの表示面積及びその合計は、1の面積基準の1.5倍以下とする。
	共通	<p>1 高さは、1.5m以下であること。  2 踏切、横断歩道、信号機、道路標識及びカーブミラーから10m以上離して設置するものであること。  3 独立して設置される一般広告物の相互間の距離は、7m以上であること。  4 点滅又は回転するものでないこと。</p>		
工作物を利用する広告物	電柱広告	<p>1 広告物は、電柱に直接塗り書きするものではなく、巻付けのもの又は突出しのものであること。  2 大きさは、突出しのものにあつては縦1.2m以下、横0.5m以下、突出し幅0.6m以下で、かつ、地面から広告物の下端までの高さが4.5m(歩道上にあつては、2.5m)以上とし、巻付けのものにあつては地上3.5mを上端とし、1.5mを下端とする範囲内に設置するものであること。  3 表示内容は、事業所等の方向、里程等を表示するものであること。  4 個数は、電柱1本につき、それぞれ1個であること。ただし、巻付けのものにあつては、その表示面積が1㎡を超えない範囲内において2面を1個とすることができる。  5 彩度が8を超える色彩を使用する面積は、表示面積の3分の1以下であること。  6 電柱の支柱の類に表示し、又は設置するものでないこと。  7 取付け方向は、原則として道路中央側でないこと。</p>		
	消火栓標識柱添加広告	<p>1 表示面積は、1面につき、0.32㎡以下で、かつ、突出し幅は0.8m以下であること。  2 個数は、標識柱1本につき、1個であること。  3 彩度が8を超える色彩を使用する面積は、表示面積の3分の1以下であること。  4 路面から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5m以上、歩道と車道の区別のない道路にあつては4.5m以上であること。  5 取付け方向は、原則として道路中央側でないこと。  6 消防署長が道路管理者の許可を受けて設置した消火栓標識柱に添加するものであり、所轄消防署長の同意書を添付したものであること。</p>		
	街灯柱添加広告	<p>1 表示面積は、1面につき、0.5㎡以下で、突出しのものにあつては、道路から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5m以上とし、歩道と車道の区別のない道路にあつては4.5m以上  2 表示面は、2面であること。  3 個数は、街灯柱1本につき、1個であること。  4 道路管理者が設置した街灯柱に添加するものでないこと。</p>		
	照明付バス停留所標識添加広告	<p>1 広告面は進行車両の非対向面及び歩道面の2面とし、1面の表示面積は0.2㎡以下で、かつ、照明表示ボックスの各表示面の大きさの3分の1程度で、その位置は照明表示ボックスの最下段とすること。  2 広告物を設置し、管理するものは、原則としてバス事業者であること。</p>		
	アーケード添加広告	<p>1 表示内容は、地名、街区名等であること。  2 アーケードの両端(切断部、断層部等を含まないものとする。)のほり以上の高さに設置するものであること。</p>		
	アーチ添加広告	<p>1 表示内容は、地名、商店街名等公共的な名称であること。  2 路面から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては3.5m、車道上にあつては5m以上であること。  3 幅員9m以上の道路に設置しないものであること。</p>		
	その他の広告物	貼り紙	<p>1 表示面積は、1㎡以下であること。  2 のり付けしないものであること。  3 1壁面には、2枚以下であること。</p>	
	貼り札	<p>1 表示面積は、0.5㎡以下であること。  2 一の物件につき、2枚以下であること。</p>		
	立て看板、のぼりその他これらに類するもの	表示面積は、1面につき2㎡以下であること。		
	広告幕	表示面積の合計は、1壁面につき、20㎡以下で、かつ、同一壁面面積(窓その他の開口部を含む。)の3分の1以下であること。	1 表示面積の合計は、1壁面につき、30㎡以下で、かつ、同一壁面面積(窓その他の開口部を含む。)の3分の1以下であること。 2 彩度が8を超える色彩を使用する面積が表示面積の3分の1以下である場合は、表示面積の合計は、1壁面につき、1の面積基準の1.5倍以下とする。	1 表示面積の合計は、1壁面につき、50㎡以下で、かつ、同一壁面面積(窓その他の開口部を含む。)の2分の1以下であること。 2 彩度が8を超える色彩を使用する面積が表示面積の3分の1以下である場合は、表示面積の合計は、1壁面につき、1の面積基準の1.5倍以下とする。

一般広告物	表示面積の合計は、1壁面につき、20㎡以下で、かつ、同一壁面面積(窓その他の開口部を含む。)の5分の1以下であること。	1 表示面積の合計は、1壁面につき、30㎡以下で、かつ、同一壁面面積(窓その他の開口部を含む。)の5分の1以下であること。 2 彩度が8を超える色彩を使用する面積が表示面積の3分の1以下である場合は、表示面積の合計は、1壁面につき、1の面積基準の1.5倍以下とする。	1 表示面積の合計は、1壁面につき、50㎡以下で、かつ、同一壁面面積(窓その他の開口部を含む。)の5分の1以下であること。 2 彩度が8を超える色彩を使用する面積が表示面積の3分の1以下である場合は、表示面積の合計は、1壁面につき、1の面積基準の1.5倍以下とする。
	共通	横断幕にあつては、道路を横断して設置するものでないこと。	
気球広告	1 広告物はネット面に設置するものであり、その大きさは長さ15m、幅1.5m以下であること。 2 気球の大きさは直径3m以下で、ロープの長さは50m以下であること。 3 掲揚中に煙突、建築物、電線等に接触しないものであること。 4 補助網を用いるものであること。		
案内広告物	道標、案内図板等	建築物を利用する広告物及び独立して設置される広告物の一般広告物の許可基準を適用する。	
	案内板	1 建築物の壁面を利用するものについては、表示面積は、1面につき、3㎡以下であること。 2 独立して設置されるものにあつては、表示面積は、1面につき、3㎡以下で、表示面は2面限りとし、かつ、高さは5m以下であること。ただし、2以上の者が共同で表示し、1者当たりの表示面積が、1面につき3㎡以下で設置するものにあつては、表示面積についてはこの限りでない。	1 建築物の壁面を利用するものについては、表示面積は、1面につき、5㎡以下であること。 2 独立して設置されるものにあつては、表示面積は、1面につき、5㎡以下で、表示面は2面限りとし、かつ、高さは5m以下であること。ただし、2以上の者が共同で表示し、1者当たりの表示面積が、1面につき、5㎡以下で設置するものにあつては、表示面積についてはこの限りでない。
	1 事業所等の方向、里程その他の案内のために使用する面積は、表示面積の3分の1以上であること。 2 道路上に突き出ないものであること。		

備考

- 「一般広告物」とは、自家用広告物等以外の広告物をいう。
- 「表示面積の合計」とは、表示しようとする広告物の面積と既に表示されている広告物の面積を合算したものをいう。
- 建築物の屋上工作物の上に広告物を設置する場合は、当該屋上工作物の高さは建築物の高さに算入せず、広告物の高さを含むものとする。

### 3. 許可地域等における電光表示広告物の基準

電光表示広告物の許可基準については、各種類に応じて各種類の一般広告物(自家用広告物等以外の広告物をいう。)の基準を適用する。

### 4. 禁止地域等における表示面積及び高さ等の許可基準

種 類	個別基準	
建築物を利用する広告物	壁面広告	1 表示面積の合計は、1壁面につき、20㎡以下で、かつ、同一壁面面積(窓その他の開口部を含む。)の5分の1以下であること。 2 壁面の上端及び両側端から突き出ないものであること。 3 窓その他の開口部を覆わないものであること。
	突出し広告	1 表示面は、2面であること。 2 1壁面につき、原則として1列とし、規格を統一するものであること。 3 広告物の上端は、取付壁面の高さを超えないこと。 4 壁面からの突出し幅は、1.2m以下であること。 5 地面から広告物の上端までの高さは、10m以下とし、地面から広告物の下端までの高さは、2.5m以上であること。 6 道路に突き出ないものであること。ただし、やむを得ない場合は、道路管理者の許可を受けたものに限り、道路上に突き出すことができる。この場合、道路上の突出し幅は1.0m以下とし、路面から広告物の下端までの高さは歩道上にあつては2.5m以上、歩道と車道の区別のない道路にあつては4.5m以上であること。
	屋上広告	1 広告物の高さは建築物の高さの3分の1以下とし、かつ、地面から広告物の上端までの高さは20m以下とすること。 2 表示面は、原則として4面であること。 3 高速自動車国道及び自動車専用道路から展望できる100m以内の区域にあつては、点滅又は回転するものでないこと。 4 屋根に直接表示しないこと。 5 建築物の壁面から突き出ないものであること。 6 木造建築物に掲げるものでないこと。
独立して設置される広告物	1 表示面積は、1面につき10㎡以下で、かつ、合計20㎡以下であること。 2 高さは、10m以下であること。 3 原則として道路又は鉄道に平行又は直角に設置するものであること。 4 高速自動車国道及び自動車専用道路から展望できる100m以内の区域にあつては、点滅又は回転するものでないこと。 5 道路上に突き出ないものであること。	

その他の 広告物	立て看板、のほりその他これらに類するもの	表示面積は、1面につき2㎡以下であること。
	広告幕	1 表示面積の合計は、1壁面につき、20㎡以下で、かつ、同一壁面面積(窓その他の開口部を含む。)の5分の1以下であること。 2 横断幕にあつては、道路を横断して設置するものでないこと。
	気球広告	1 広告物はネット面に設置するものであり、その大きさは長さ15メートル、幅1.5m以下であること。 2 気球の大きさは直径3m以下で、ロープの長さは50m以下であること。 3 掲揚中に煙突、建築物、電線等に接触しないものであること。 4 補助網を用いるものであること。
案内 広告物	道標、案内図板等	1 公共的団体が設置するものであること。 2 表示面積は、1面につき、5㎡以下であること。 3 個数は、最も必要な個所に1個であること。 4 建築物の壁面を利用するものにあつては、壁面の上端及び両側端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。 5 独立して設置されるものにあつては、高さは4m以下であり、踏切、横断歩道、信号機、道路標識及びカーブミラーから10m以上離して設置するものであること。
	案内板	1 建築物の壁面を利用するものについては、表示面積は、1面につき、1㎡以下であること。 2 独立して設置されるものにあつては、表示面積は、1面につき、2㎡以下で、表示面は2面限りとし、かつ、高さは3メートル以下であること。ただし、3以上の者が共同で表示し、又は設置する場合にあつては、表示面積は、1面につき、10㎡以下で、表示面は2面限りとし、かつ高さは5メートル以下であること。 3 建築物の壁面を利用するもの及び独立して設置されるものの広告物の個数は、1事業所等について主たる進入路の両側にいずれかの1個であること。 4 電柱に巻き付けられ、又は取り付けられるものにあつては、許可地域等における電柱広告の表示面積及び高さ等の許可基準を適用する。この場合、個数は巻き付けのもの又は突出しのものそれぞれ2個であること。 5 事業所等の方向、里程その他案内のために使用する面積は、表示面積の3分の1以上であること。 6 道路上に突き出ないものであること。

<p>高速道路等沿道案内広告物</p>	<p>1 広告物を表示し、又は設置する目的に関し、次に掲げる基準のいずれかを満たすものであること。</p> <p>(1) 指定特産品に係る指定地域へ案内するため、地方公共団体若しくは公共的団体が表示し、又は設置するもので、公共的目的を有するもの（当該公共的目的以外の目的を有しないものに限る。）であること。</p> <p>(2) 指定観光施設等へ案内するため、公衆の利便に供することを目的として表示し、又は設置するもの（当該目的に公衆の利便に供すること以外の目的を含まないものに限る。）であること。</p> <p>2 広告物の表示に関し、次に掲げる基準を満たすものであること。</p> <p>(1) 指定特産品に係る指定地域へ案内するためのものにあつては、次に掲げる事項のうちアに掲げるものを表示するほか、必要に応じイからクまでに掲げるものに限り、表示するものであること。</p> <p>ア 指定特産品の名称、当該指定特産品に係る指定地域の名称及び当該指定地域に係る最寄りのインターチェンジの名称</p> <p>イ 指定特産品の名称だけではその内容が理解できない場合にあつては、当該指定特産品の内容に係る説明</p> <p>ウ 指定観光施設等への案内（公衆の利便に供することを目的とするものに限る。）の表示を含む場合にあつては、指定観光施設等の名称及び当該指定観光施設等に係る最寄りのインターチェンジの名称</p> <p>エ 公衆の利便に供するため必要がある場合にあつては、最寄りのインターチェンジ以外のインターチェンジの名称</p> <p>オ アからエまで及びクに掲げる事項の全部又は一部に付される英語その他外国語による翻訳又はローマ字の表示（以下「翻訳等」という。）</p> <p>カ 指定特産品、指定地域、指定観光施設等又はインターチェンジを示す記号、マーク、絵その他これらに類するものであつて、特定の商品を想定させるものでないもの（県章及び市町村章を除き、公衆の利便に供するものに限る。）</p> <p>キ 地方公共団体が表示し、又は設置する場合であつて、かつ、当該地方公共団体が表示を必要とする場合にあつては、県章又は市町村章</p> <p>ク アからキまでに掲げるもののほか、公共的目的のため必要な表示であると知事が認めるもの</p> <p>(2) 指定観光施設等へ案内するためのもの（指定特産品に係る指定地域への案内の表示を含むものを除く。）にあつては、次に掲げる事項のうちアに掲げるものを表示するほか、必要に応じイからキまでに掲げるものに限り、表示するものであること。</p> <p>ア 指定観光施設等の名称及び当該指定観光施設等に係る最寄りのインターチェンジの名称</p> <p>イ 指定観光施設等の名称だけではその内容が理解できない場合にあつては、当該指定観光施設等の内容に係る説明</p> <p>ウ 指定観光施設等又はインターチェンジを示す記号、マーク、絵その他これらに類するものであつて、特定の商品を想定させるものでないもの（県章及び市町村章を除き、公衆の利便に供するものに限る。）</p> <p>エ 公衆の利便に供するため必要がある場合にあつては、最寄りのインターチェンジ以外のインターチェンジの名称</p> <p>オ アからエまで及びキに掲げる事項の全部又は一部に付される翻訳等</p> <p>カ 地方公共団体が表示し、又は設置する場合であつて、かつ、当該地方公共団体が表示を必要とする場合にあつては、県章又は市町村章</p> <p>キ アからカまでに掲げるもののほか、公衆の利便に供するものとして表示する必要があると知事が認めるもの</p> <p>(3) 高速道路等沿道案内広告物に係る同一の指定特産品の名称及び当該指定特産品に係る指定地域の名称の組合せ（同一の名称の組合せを表示しているものと通常考えられるものを含む。）にあつては、最寄りの高速道路等の沿道（当該高速道路等の車線のうち表示し、又は設置しようとする広告物から最も近い車線の沿道をいう。以下同じ。）上において2を超えて表示していないこと。</p> <p>(4) 高速道路等沿道案内広告物に係る同一の指定観光施設等の名称（同一の名称を表示しているものと通常考えられるものを含む。）にあつては、最寄りの高速道路等の沿道上において2を超えて表示していないこと。</p> <p>3 広告物の形状に関し、次に掲げる基準を満たすものであること。</p> <p>(1) 1の掲出物件に係る表示面は、1面であること。</p> <p>(2) 表示面は長方形で、かつ、幅1.1m以下であること。</p> <p>(3) 地面から広告物の上端までの高さは、7m以下であること。</p> <p>4 広告物の面積に関し、次に掲げる基準を満たすものであること。</p> <p>(1) 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる表示面積以下であること。</p> <p>ア 1の表示面に表示する指定特産品又は指定観光施設等の名称の総数が3であつて、かつ、当該表示面に表示する日本語の案内（記号、マーク、絵その他これらに類するもの（以下「記号等」という。）及びアラビア数字その他外国語による翻訳又はローマ字の表示を付す必要がないことが明らかであるものを除く。以下「日本語案内」という。）の全部について翻訳等を付す場合 4.5㎡</p> <p>イ 1の表示面に表示する指定特産品又は指定観光施設等の名称の総数が2又は3である場合（アに掲げる場合を除く。） 3.0㎡</p> <p>ウ 1の表示面に指定特産品又は指定観光施設等の名称のいずれか1つを表示する場合 2.0㎡</p> <p>(2) 次に掲げる表示に係る面積の基準を満たすものであること。</p>
---------------------	---

	<p>ア インターチェンジの名称その他これに附属するもの及びこれらに係る余白を表示する部分（以下これらを総称して「案内部分」という。）の面積の合計は、表示面積の5分の1以上であること。</p> <p>イ 指定特産品、指定地域、指定観光施設等又はインターチェンジを示す記号等その他これに附属するもの及びこれらに係る余白を表示する部分（以下これらを総称して「記号等部分」という。）を案内部分以外の部分（以下「主要部分」という。）に表示する場合にあっては、記号等部分の面積の合計は、表示面積の5分の1以下であること。</p> <p>5 広告物の色彩に関し、次に掲げる基準を満たすものであること。</p> <p>(1) 主要部分の表示面の色は、茶色（次に掲げる基準を満たすものをいう。以下同じ。）であること。</p> <p>ア 色相（日本産業規格のマンセル表色系の色相をいう。以下同じ。）が10Rから7.5YRまでの範囲内にあるものであること。</p> <p>イ 明度（日本産業規格のマンセル表色系の明度をいう。以下同じ。）が1.5から3.5までの範囲内にあるものであること。</p> <p>ウ 彩度が1から3までの範囲内にあるものであること。</p> <p>(2) 主要部分上に表示する記号等以外のものの色は、白色（明度が9.0以上、かつ、彩度が0.3以下であるものをいう。以下同じ。）であること。</p> <p>(3) 案内部分の表示面の色は、白色であること。</p> <p>(4) 案内部分上に表示する記号等（インターチェンジの表示及びこれに附属する表示に係るものを除く。）以外のもの（以下「文字等」という。）の色は、茶色であること。</p> <p>(5) 高速道路等を通行する車両の運転者が表示面の裏面又は支柱を容易に視認できる場合にあっては、当該表示面の裏面又は支柱の色は、景観に配慮した色であること。</p> <p>6 広告物の意匠に関し、次に掲げる基準を満たすものであること。</p> <p>(1) 表示面が点滅し、又は回転するものでないこと。</p> <p>(2) 電光表示、点灯照明、ネオンサインその他の光源が露出したもの（表示面を直接照らすものを除く。）を使用するものでないこと。</p> <p>7 広告物の表示の方法に関し、次に掲げる基準を満たすものであること。</p> <p>(1) 文字等（日本語案内に付す翻訳等に係るものを除く。）は、次のア又はイに掲げる場合に区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる長さ以上であること。</p> <p>ア 最寄りの高速道路等の路端から15m以内の範囲に表示面の全部が存する場合 縦50cm</p> <p>イ 最寄りの高速道路等の路端から15mを超える範囲に表示面の全部又は一部が存する場合 縦70cm</p> <p>(2) 日本語案内に付す翻訳等は、当該日本語案内に係る文字等の長さに55%を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>(3) 文字等の書体は、高速道路等を通行する車両の運転手が明瞭に判読できるものであること。</p> <p>8 広告物の設置場所に関し、次に掲げる基準を満たすものであること。</p> <p>(1) 高速道路等に設置されている標識（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）別表第1案内標識の表に掲げるものに限る。）から10m以内の範囲に、表示面の全部又は一部が存しないこと。</p> <p>(2) 高速道路等の道路端から道路外側に向かって5m以上30m以下の範囲に表示面の全部が存するもので、かつ、当該道路端に係る道路面の上方12mにおける水平面から当該表示面の全部又は一部が突出しないものであること。</p> <p>(3) 最寄りの高速道路等の沿道上に他の高速道路等沿道案内広告物が存する場合にあっては、当該他の高速道路等沿道案内広告物から80m以上離れた場所（地理的要因その他やむを得ない事由があり、かつ、周辺景観と不調和とならないと知事が認めた場合にあっては、知事が別に適当と認める場所）に設けられるものであること。</p>
--	---

備考

- 1 「表示面積の合計」とは、表示しようとする広告物の面積と既に表示されている広告物の面積を合算したものをいう。
- 2 建築物の屋上工作物の上に広告物を設置する場合は、当該屋上工作物の高さは建築物の高さに算入せず、広告物の高さを含むものとする。
- 3 「組合せ」とは、1の指定特産品の名称と当該指定特産品に係る1の指定地域の名称を組み合わせたものをいい、複数の指定特産品の名称又は複数の指定地域の名称を表示する場合は、指定特産品の名称の数に指定地域の名称の数を乗じて得た数の組合せについて、それぞれ高速道路等沿道案内広告物の部個別基準欄2(3)に掲げる基準を満たすものとする。

5. 許可地域等及び禁止地域等における総量基準

一の敷地における広告物（高速道路等沿道案内広告物を除く。）の表示面積の合計（表示しようとする広告物の面積と既に許可されている広告物の面積を合算したものは、下記の基準とする。

禁止地域等	許可地域等		
	第1種地域	第2種地域	第3種地域
30㎡以下であること。	建築物の延べ面積が1,000㎡以下の場合、50㎡以下であること、建築物の延べ面積が1,000㎡を超える場合は、(建築物の延べ面積-1,000)×1/100+50㎡以下、かつ、150㎡以下であること。	1 建築物の延べ面積が1,000㎡以下の場合、100㎡以下であること、建築物の延べ面積が1,000㎡を超える場合は、(建築物の延べ面積-1,000)×1/50+100㎡以下、かつ、300㎡以下であること。  2 一の敷地内に表示されている全ての広告物(その他の広告物の貼り紙、貼り札及び立て看板、のぼりその他これらに類するものを除く。)が、彩度8を超える色彩を使用する面積が表示面積の3分の1以下である場合は、一の敷地における広告物の表示面積の合計は、1の面積基準の1.5倍以下とする。	1 建築物の延べ面積が1,000㎡以下の場合、150㎡以下であること、建築物の延べ面積が1,000㎡を超える場合は、(建築物の延べ面積-1,000)×1/30+150㎡以下、かつ、450㎡以下であること。  2 一の敷地内に表示されている全ての広告物(その他の広告物の貼り紙、貼り札及び立て看板、のぼりその他これらに類するものを除く。)が、彩度8を超える色彩を使用する面積が表示面積の3分の1以下である場合は、一の敷地における広告物の表示面積の合計は、1の面積基準の1.5倍以下とする。

6. 許可地域等における電光表示広告物の総量基準

一の敷地における電光表示広告物の表示面積の合計（表示しようとする広告物の面積と既に許可されている広告物の面積を合算したものとす。）は、下記の基準とする。

許可地域等	
第2種地域	第3種地域
20㎡以下であること。	30㎡以下であること。